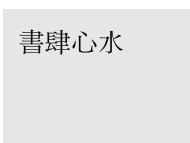


座談会 明治大正外交官秘話

秋月左都夫
石井菊次郎
栗野慎一郎
幣原喜重郎
林権助
牧野伸顕
松井慶四郎
芳沢謙吉
下村宏



書肆心水

目 次

外交座談会出席諸氏の略歴

伯爵	牧野伸頴氏	〔二八六一—一九四九〕	20
秋月左都夫氏	〔二八五八—一九四五〕	22	
男爵	林権助氏	〔二八六〇—一九三九〕	23
男爵	松井慶四郎氏	〔二八六八—一九四六年〕	23
子爵	石井菊次郎氏	〔二八六六—一九四五〕	25
男爵	幣原喜重郎氏	〔二八七二—一九五二〕	27
芳沢謙吉氏	〔二八七四—一九六五〕	28	
子爵	栗野慎一郎氏	〔二八五一—一九三七〕	29

日本外交秘録

条約改正前後

帝国憲法の制定、条約改正を促す
軟弱外交攻撃で国論沸騰す 34

全権委任状を取りに帰る 43

陸奥伯の達見とデニソンの偉功 45

日本の抗議に外国は頗被り 51

鹿鳴館のダンスも御國のため 54

日清戦争前後

怪米人二名、捕えて見れば…… 58

國際信義尊重が日本を大にした 63

細心の伊藤と胆で行く大久保 69

仁川で火蓋を切った東郷さんの決心 73

閔妃の悪政から朝鮮全土に騒擾 79

支那弱しと見て英國が日本へ秋波 85

日本の氣を引くドイツの抜け目なさ 90

三国干渉却つてわが躍進を促す 95

北清事変

驚くべきロシアの肚の中 102
支那通の連中が義和団を見損なう 104
支那を信頼させた日本軍隊の清廉 109

日英同盟

日英同盟終結と二十一箇条 114
同盟条約調印に手続など問題外 117
酒をのみつつ藤公の肚を探る 120
世界を驚かせた日英同盟の発表 122
英國では日英同盟には忠実 124

日露戦争

露国に先手打ち伯国の軍艦を買い取る 128

露国の敗戦でポーランド有頂天 1330
露国の同盟国が平然と中立宣告 1333
露支同盟の正体、華府会議でやつと判明 1336
米国が最初に朝鮮から公使を引き揚ぐ 1338
日露講和条約中の名文句 141

世界大戦以降

石井ランシング協定の経緯 144
シベリア出兵の日米交渉秘話 148
シベリア撤兵は米国では苦肉策 152
華府会議は果して英米合作か 155
クレマンソーに支那代表振らる 158
発言権は大国にある 161
人種平等案で黒人から大持て 163
頑として聴かぬ濠洲のヒューズ 166
日本の保留で連盟はひと安心 168

外交官生活の追憶 栗野慎一郎

一、条約改正前夜 1774

青木大輔相手に激論を闘わす 1774

米国大学出身が大いに役立つ 1779

一千万円は損をしたアグレマン拒絶 184

日仏対等条約締結にカイヨー首相の好意 186

二、駐米公使時代 1888

米国務長官から一大事感得 1888

三、駐露公使時代 1900

特別任務を負うてロシアへ赴任 1900

国交断絶の前夜、露帝と長話 1902

日英同盟成立に露外相大驚き 1905

日本外交年表

197

附錄

外交私観（抄）

石井菊次郎

歴史は繰り返す

218

先見の明

230

経綸と折衝

241

索引

252

座談会

明治大正外交官秘話

凡例

- 一、本書は『日本外交秘録』（一九三四年、朝日新聞社刊行）の改題改版復刻である（図版は省いた）。巻末に『日本外交秘録』座談会参加者の一人である石井菊次郎の『外交余録』（一九三〇年、岩波書店刊行）第二篇の第一章から第三章までを附録した。なお、『日本外交秘録』初版本の四八ページと四九ページのあいだには一丁（二ページ分）脱落がある。脱落部分は「補脱」としてページ番号なしで一枚挟み込まれ、のちに訂正再版として脱落部分が補われるとともにページ番号が打ち換えられたものが刊行された。
- 一、仮名遣いは現代仮名遣いにおきかえた。
- 一、漢字は新字体の標準字体で表記した。「廿」「卅」は旧字体ではないが便宜的に「二十」「三十」におきかえた。同じ字義を持つ漢字同士においては現今一般に使われるもののほうにおきかえた場合がある（聯→連、互→亘など）。
- 一、現今一般に漢字表記が避けられるものを平仮名で表記した（当て字を含む）。
- 一、送り仮名を現代風に加減した。
- 一、読点を加えたところがある。また、読点を句点に変えたところもある。
- 一、読み仮名ルビを加えたところがある。
- 一、語の表記を統一したものがある（駐箚／駐紮など）。
- 一、踊り字は「々」のみを使用し、その他は文字におきかえた。「々」の用法も現今慣例により文字におきかえた場合がある（海軍々縮→海軍軍縮など）。

一、片仮名書きの固有名詞は現代的表記におきかえたものがある（スエーデン→スウェーデンなど）。

一、鍵括弧を外した場合がある（「アガディール」事件など）。

一、疑問文末尾が「？」のところがあるが、多くの疑問文末尾にそれはないので、統一的観点から削除し、句点におきかえるなどした。そのいずれの場合も「？」がなくとも疑問文であることが明らかである。また、終助詞「ね」が片仮名表記されているところがあるが、平仮名表記の場合のほうが多いこともあり平仮名表記に変更した（他にも同種の処理をしたところが二、三ある）。

一、本書刊行書による注記は「」で示した。

序

国際關係はますます密接となり、ますます複雑となるばかりである。

平時においても戦時においても、外交の工作は国策の核心として、その緊切の度を増すばかりである。

本書は明治大正年間における我が国外交の裏面史である。兵力未だ振わず、経済力なお幼稚に、事毎に列強の鼻息を窺わねばならなかつた明治の日本から世界の一等国に伍して活躍を始めた大正の日本にわたる外交の秘録である。

由來我が邦は列強と地理的に隔てられ、文字によりて相離れ、外交はその表裏に通じて国民の理解より遠ざかつてゐる。この一篇は外交の真相を知るの一端ともなり、又明治年間における当路苦心の片影を知るの一助となるべきを期待している。

現時は非常時である。しかし我等の過去の歴史も非常時であつた。現在は歐洲大戦後世界列国あげて非常時に喘いでいる。しかも日本はその兵力において経済力において、まさに列強の間に雄視しつつある。

これを思い彼を思えば、この書をひもとく人には再説三説して、さらに再思三考あらんことを望むや切なるものがある。

昭和九年五月

東京朝日新聞社において

下村 宏
識

外交座談会出席諸氏の略歴

伯爵 牧野伸顕氏〔一八六一—一九四九〕

高輪東禅寺の英使旅館に水戸浪士の斬込みがあり、攘夷熱沸騰から国内不安を極めた文久元年十月、維新の元勲大久保利通卿の二男として鹿児島に生れ、のち牧野吉之丞氏の養子となつた。明治十六年二十歳にして太政官権小書記官に任せられ、十八年参事院議官補を兼ね、司法部に勤務したが、その年二月二十四日、特派全権大使伊藤博文公に隨いて天津条約締結のため清国へ派遣され、帰国後法制局参事官を経て、十九年兵庫県大書記官に任せられ、二十一年黒田内閣の總理大臣秘書官となり、翌年法制局参事官を兼ね、その後内閣記録局長、同官報局長等を経て、二十四年第二次伊藤内閣に際して福井県知事となり、更に茨城県知事（二十五年）、文部次官（二十六年）を歴任して、三十年五月特命全権公使に任せられ伊國駐箚を仰せ付けられ初めて外交の檜舞台に立つた。三十二年挿国に転じてスイス駐箚公使を兼ねたが、三十九年三月第一次西園寺内閣の文相に就任し、翌四十年日露戦争の功によつて男爵を受けられた。四十二年には枢密顧問官に、四十四年には第二次西園寺内閣の農商務大臣に、翌大正三年文部大臣を兼ね、大正二年の山本内閣では外務大臣に就任した。三年三月貴族院議員に勅選せられ、又臨時外交調査委員会委員に任せられたが、ヴエルサイユ講和会議には西園寺公と共に全権委員として出席、山東問題の

ために活躍し、又は人種平等案のために奮闘した事は本記録に躍如たる所である。功によつて子爵を授けられる。十年宮内大臣に任せられ、十四年には更に伯爵に昇叙せられ、その年、内大臣に親任せられて今に及んでいる。

秋月左都夫氏 「一八五八—一九四五」

安政大獄の行われた安政五年二月、宮崎県児湯郡高鍋村の士族秋月種郎氏の三男に生れ、明治十七年司法省法学校にて法律学を修め、法律学士の称号を得。十八年官費留学生としてベルギーに留学、条約改正問題に憤慨して帰朝した事は本記録の語る如くである。二十三年更にドイツに留学、翌年外交官試補となり、二十五年には参事官、二十六年にはハワイに出張、その後釜山一等領事（二十九年）、韓国公使館一等書記官（三十一年）、仏国公使館一等書記官（三十二年）、露國公使館一等書記官（日露開戦前）等を歴任、三十七年にはスウェーデン及びノルウェー駐箚公使に任せられ、四十一年にはベルギー公使、翌四十二年には奥国大使に任せられ、大正三年外交官生活を退いたが、ヴエルサイユ講和会議には顧問として派遣された。爾來閑地につき、一時新聞事業に関係した事があつた。氏はまた国際法学者として有名である。

男爵 林権助氏〔一八六〇—一九三九〕

牧野伯と同じく文久元年の三月、福島県若松の旧会津藩士林又三郎氏の家に生れ、明治二十二年帝国大学政治科を卒業、外交官試補となり、芝罘副領事、仁川領事、上海領事を経て、二十六年ロンドンの一等領事となり、二十九年英國公使館一等書記官に任せられ、三十一年帰国して外務省通商局長に就任、翌年韓國公使となり、三十九年清國公使に任せられ、四十一年功によつて男爵を授けらる。その年伊國大使となり、大正五年再び支那公使となり、八年関東長官に任せられたが、翌年英國大使となり、同年の第一回連盟総会には帝国代表として出席した。十四年宮内省に入つて御用掛となり、秩父宮殿下御外遊に随行、昭和二年帰朝し、四年式部長官に任せられ、現に宮中に奉仕している。

男爵 松井慶四郎氏〔一八六八—一九四六年〕

明治元年三月、大阪北堀江下通四丁目松井保蔵氏の二男に生れ、明治二十二年帝国大学法科卒業、外務試補を拝命し、交際官補として京城に在勤、二十六年同地公使官三等書記官、翌年二等書記官となり、日清戦前の不安時代を直接体験した事は本記録において男の詳述せる如くである。二十八年米国在勤を命ぜられ、三十一年米国公使館一等書記官となり、同年英國に転勤、三十五年清国に移り、三十八年帰朝して外務省参事官となり、四十一年再び米国在勤を命ぜられ、大正二年牧野外相の下に次官となり、四年仏國大使として赴任、大戰中仏國に駐箚、ヴェルサイユ講和會議に際しては帝国全權の一人に任せられ、九年その功によつて男爵を授けられた。十三年清浦内閣成るや外相の椅子についたが総辞職と共に貴族院議員に勅選され、十四年英國大使として赴任、昭和四年長い外交官生活から退いた。

子爵 石井菊次郎氏〔一八六六—一九四五〕

慶応二年三月十日、千葉県長生郡真名村の大和久市作氏の家に生れ、のち石井邦猷氏の養子となつた。明治二十三年七月東京帝大法律学科を卒業、外交官試験に合格して外交官試補となりパリ在勤を命ぜられたが、その後仁川領事（二十五年）、清国公使館二等書記官（二十九年）等に在勤、三十二年には外務省の総務局電信課長、三十三年には清国在勤を命ぜられ、北清事変に遭遇、西徳二郎公使等と北京に籠城して具に辛酸を嘗めた事は本記録の語る如くである。三十五年には帰朝して人事課長と取調課長、三十七年には通商局長となり、四十一年外務次官に進んで条約改正取調委員長を兼ねた。四十四年朝鮮併合の功により男爵を受けられ、四十五年には特命全権大使に任せられ仏国に駐箚、その後世界大戦勃発するや英仏露の単独不講和宣言に参加せん事を政府に進言し、間もなく大隈内閣の外務大臣（大正四年）に任せられて帰国するやこの宣言に参加、五年日独事件の功によって子爵を受けられ、その年貴族院議員に勅選されたが、翌年特派大使として米国に派遣せられ、かの有名な石井ランシング協約を行い日本の北支における特殊地位を列国に認めさせた。七年一月米国大使に任せられ、九年仏国大使に転じ、国際連盟の第一回総会には帝国代表として出席、その後平和条約実施委員長となつて引き続き連盟関係の諸事務に

携わり、昭和二年五月のジュネーヴにおける三国海軍軍縮会議には斎藤子爵と共に全権として出席した。帰国後、昭和三年枢密顧問官に任せられ、八年五月のロンドンにおける国際経済会議に、全権として列席した事は我等の記憶に新たなるところである。

男爵 幣原喜重郎氏〔一八七一—一九五二〕

明治五年八月、大阪府北河内郡門真村幣原新治郎氏を父として生れ、二十八年東京帝大法律科を卒業、翌年外交官試験に合格して仁川領事となつた。三十二年ロンドン在勤を命ぜられ、三十年釜山領事に転じ、三十八年本省に帰つて電信課長、取調課長、條約改正取調委員長を歴任、四十五年米国大使館参事官となり、大正三年オランダ公使に任せられ、翌年外務次官となつた。大正八年ヴエルサイユ会議の功によつて男爵を受けられその年米国大使に任せられた。華府会議はその在任中の最大事件で、男も全権の一人に任せられたが、同会議招集当初の真相は本記録によつて初めて世に公にされた。十三年加藤高明内閣の外務大臣に任せられ、以来十五年まで、第二次加藤内閣及び若槻内閣の外相として留任、十五年には貴族院議員に勅選されたが、四年浜口内閣成るや四度外相に就任、翌年五月浜口首相が兇変事に逢うや首相代理となつたが、六年若槻内閣成るに及び更に外相として留任した。満洲事変はこの若槻内閣時代の出来事であるが、六年十二月若槻内閣総辞職と共に野に下り、目下多年の経験と知識を傾注してわが国外交史の編纂に従つているとのことである。

芳沢謙吉氏〔二八七四—一九六五〕

明治七年一月、芳沢襄良氏の長男として新潟に生れ、三十二年東京帝大英文科を卒業、その年外交官領事試験に合格して韓国に赴任、以来廈門、上海、牛莊、ロンドン等に在勤の後外務省政務局第一課長に任せられ、その後英國大使館一等書記官、漢口総領事、外務省人事課長、政務局長、アジア局長兼欧米局長に歴任、大正十二年支那公使に任せられた。かの芳沢カラハン協定を成立せしめて日露の国交を常道に復したのはその頃の事で、また支那閏税特別会議にも帝国代表として列席した。昭和五年仏國大使となつたが、在勤中偶々満洲事変突発するやジユネーヴにパリに大いに活躍し、かの十三対一の孤立外交の矢面に立つた事は世人の記憶になお新たなるところである。昭和七年岳父犬養翁が内閣を組織するや、帰つて外務大臣の椅子に就いたが、同内閣総辞職後貴族院議員に勅選された。その挂冠後政友会に入り、現に同会の外交通として重きをなしている。

子爵 栗野慎一郎氏〔一八五一—一九三七〕

ペリー来朝の前年、即ち嘉永五年十一月、福岡県早良郡荒戸谷町の土族栗野小右衛門氏の長男に生れ、青年時代渡米してハーバード大学に遊び、帰国後明治十四年井上外務卿時代の外務省に御用掛として出仕、公信局に勤務した。十六年外務卿付書記となり、外務省使用電信符号編纂掛を兼ね、十五年外務小書記官となり、十八年条約改正掛となり次いで裁判権に関する事項取調局次長心得となる。十九年通信大臣秘書官に転じた前後の事情は本書子爵の談話中に詳述される如くである。その後再び外務省に返り咲いて二十四年取調局長、政務局長を歴任、二十七年に米国公使に任せられメキシコ公使を兼ね。その在任中日清戦後の三国干渉を逸早く感知して政府に報告し、また至難の条約改正に成功、その手腕によって二十九年にはスペイン及びポルトガル公使に任せられて同じく条約改正に当り、三十四年には露国に公使として赴任、日露開戦まで在任した。三十九年仏国大使となり、四十年功によつて男爵を授けられ、四十四年帰朝、四十五年更に子爵に昇叙せらる。大正二年免官と共に華やかな外交官生活から引退した。本書収録の「外交官生活の追憶」は子が外交座談会当日微恙のため出席出来なかつたのを遺憾とし、特に本社に寄せられた談話筆記である。

日本外交秘録

昭和九年二月十九日帝国ホテルにおける朝日新聞社主催外交座談会速記全文、本文中の注並びに括弧内の注は編者にて加う

條約
改正
前後

帝国憲法の制定、条約改正を促す

下村 御挨拶を申し上げます。本日は皆様寒きの折、御多用中をお出で下さいまして感謝に堪えません。申し上げるまでもございませんが、外交の事情は私共寡聞でありますけれども、イギリス等ではブルー・ブックという様なものでかなり内容が世間に知れていますし、各国の間が近接しておりますから、その事情も自分の方からも又他方からも知り得る機会が多いのであります。日本は地勢上隔絶しており、或いは文字の上でも孤立になっておりますから、日本の外交史といふものは存外秘密に葬られているのであります。維新以後門戸開放、廢藩置県につき西南の役があり、兵力が極めて幼稚であった時分にも、既に外国との折衝がかなり面倒でありました。それから以後条約改正、日清、日露の戦役を経て最近に至るまで、この間の外交の迂余曲折は我々想像に余りあることが多いと思われます。今回東京朝日新聞社の楼上で日本外交展覧会を開き、外務省より門外不出の文書類を多数お出しを願い、またその他各方面の貴い外交に関する記録その他のものを集めまして一般の展観に供することになりました。この機会をもつてこの座談会を開き、各位のくさぐさの思い出をお話し願いたくお寄りを願つた次第でございます。栗野子爵は本日少し風邪でお見えになりませんがその他の方々は皆お出で下さ

れ、社としても無上の光栄であります。こういう機会は恐らくは将来なかなか得難いことと思ひます。厚くお礼を申しあげます。申しあげるまでもありませんが、今世界を挙げての非常時であり、日本は又各方面を通じて非常時であると共に、特に我が国の外交の前途は益々多事でありますから、この座談会が単に先輩の方々の外交の折衝に対する御苦心の程をしのぶという結果、だけに止まらないと思います。そういう意味で秘密の点も多かるうと存じますが、いわば後世の文献のためにも、こういう機会に御腹蔵ないお話しを願えましたら、非常に仕合せだと思います。右お礼かたがた御挨拶を申しあげます。

秋月氏 条約改正のことは栗野さん（慎一郎子）がお出でだといふと思いますが……条約改正のこととは私はよく知りません。

幣原男 あなた（秋月氏を指す）は相当御承知でしようが……

秋月氏 私はその頃まだ書生で、何分乱暴な挙動で……そのお話は御免を蒙りたい。

幣原男 あなたはヨーロッパの留学先から条約改正に関する日本の譲歩案に憤慨して帰つてこられた〔明治二十二年〕……

松井男 私は井上（馨侯）さん「注二」の次に出た大隈（重信侯）さん「注二」の条約改正に少し関係している。井上さんの条約改正が出来なくて、大隈さんが外務大臣になられてやられたが、その時に加藤高明さんが大隈さんの秘書官、それからデニソンが専らやつていた。この大隈さんの条約改正が国民の反対を受けて大隈さんは爆弾を投げられた〔明治二十二年十月十八日〕。ちょっと前の話になりますが明治二十二年に私が外務省に入つて間もない頃、京橋の方に住んでい

たが役所から家へ帰つてみると大変だ。今外務大臣が爆弾を投げられたというのです。それは大変だと引き返して外務省へ行つて見ると、外務大臣の官舎に大勢の人がいて、足を切るという騒ぎであった。それで到頭大限さんの条約改正も出来なくなつてしまつた。その次に青木（周蔵子）さん〔注三〕が外務大臣になられたが、その時イギリス公使がフレーザという人であった。それまでにもいろいろの事があつたが、その時条約改正問題を展開させた一つのものは日本の憲法であつた。デニソンがその時に案をこしらえたが、日本に憲法が出来て司法権の独立が明白となつて見ると、治外法権というものと日本の憲法とは相容れないという立場から、条約改正の必要が一層急であるというのでデニソンが意見書をこしらえ、これを以てイギリス公使フレーザに話をした。フレーザも「それは御もつともな話だ、自分も研究しよう」ということで、日本の立場をよく諒解したものと見える。それからいわゆる治外法権撤廃ということについての日本の強味が非常に出来た。それであの条約改正をその基礎の下にやるということに進めたわけです。ところがその内に政府が又代つて青木さんが駐英公使〔明治二十七年二月赴任〕となりロンドンで交渉を進め、遂にイギリスとの改正条約〔明治二十七年七月十四日調印、当時は第二次伊藤内閣で外相は陸奥宗光伯〕が出来た。これが米国と相前後して法権回復の出来た日本の新条約なんです。これはいつかデニソンの追悼会の時に話したことですが、私はその頃外務省へ入つたばかりで一向役に立たない。デニソンが書いた意見書を翻訳させられたが、デニソンは非常に文章がうまいけれども、難しい字で読めない。それで住谷という属官がいてきれいで書き直してくれていたが、早くやれというので書きばなしのえらいやつをそのまま持つて来られ

（松井）

たのを翻訳するのに、私は非常に苦心したことを覚えている……

*注一 ここでは明治十八年十二月より二十年九月まで第一次伊藤内閣の外相たりし時のこととを指す。これより先、井上侯は、明治十二年九月寺島外務卿の後を襲うや、副島、寺島両前任者の意をつぎ、国権回復の風潮に乗つて専ら条約改正の事に当り、明治十五年一月各国公使の同意を得て条約改正の予備会議を東京に開き、領事裁判権（いわゆる治外法権）撤去の代償として全国開放、内地雜居の許可を以てしたが、英仏の反対にてまとまらず、次いで上記伊藤内閣の外相に就任するや、十九年五月一日よりほぼ同趣旨にて外務省に正式談判を開いたが、過渡的に外国裁判官を任用せんとした事が國論の大反対に逢い、物情騒然となつたので右談判は二十年七月に至り無期延期となつた。伊藤、井上がわが国の欧化にあせつて、いわゆる鹿鳴館時代を出現させたのはあたかもこの時代の事である。

*注二 明治二十一年二月より翌年四月まで第一次伊藤内閣の外相、次いで黒田内閣の外相として大隈侯が留任した当時を指す。大隈は先ず各國と条約改正の交渉を進めるに当り、最惠国条款の解釈を変え、甲国もし日本にある利益を譲与して特殊の権利を得た場合、乙国もこれと同様の権利を得んとせば、甲国と同一の譲与を日本になさねばならぬとの建前をとり、先ず明治二十一年十一月メキシコとの間に条約を締結した。この日墨条約はメキシコ人が日本の法律に服従する事を条件としてメキシコに対し他国に許す

日清戦争前後

怪米人二名、捕えて見れば……

下村 話はつきぬようですが、割愛して日清戦争と三国干渉のことを……

牧野伯 我々はその前の事は余りよく知らぬが、私はその時「明治二十七年」文部次官をしていた。総理大臣の伊藤さんに用があつてお訪ねしたところ通れということです。離れに日本屋がある——今あるかどうか知らぬが——そこへ案内されて行つて見ると、児玉（源太郎大将）さんが陸軍次官であつたと思うが、頻りに伊藤さんとやり合つていた。私は控えようかと思つたが、差し支えないというので傍聴しておつた。二人の間では支那との和戦についての評議であつた。余り古い話ですから問答の内容もよく覚えてないが、要するに支那を討つ、討たぬという話。そうするうちにそこへ陸奥さんが電報を持ってやつて来られた。今仁川沖で高陞号を沈めた「注参照」という電報を持って来られた。もうそうなつたものだから議論も何もなくなつてしまつた。そこでこうなつた以上は早速国際的の問題になるから、その時の事実をよく調べようということになり、早速人を派して撃沈の時の顛末を艦長乗組員について聞き取り、記録にして後日の証拠にするため、末松（謙澄子）をやろうということになつて、同君がその時に行つたと思う。……それが日清戦争の発端ですね。

*注　日本の対清宣戦（明治二十七年八月一日）に先立つ十日、即ち七月二十一日に、清國が牙山に兵を増派したとの報を得たので、坪井少将の第一遊撃艦隊が朝鮮に急派された。その途中、二十五日朝豊島沖で清艦二隻に遭遇、我の敬礼に対し先方は砲撃を加えたので直に応戦、清艦は二隻とも大損傷を蒙った。その後間もなく我が艦隊は清艦操江が運送船高陞号を護つて航行せるを発見、操江を捕獲し、高陞号には停船を命じた。船長（英國人）は停船せんとしたが、乗組の清国将校はこれを阻止せんとしたので、第一遊撃艦隊の浪速艦長東郷平八郎大佐は赤旗を檣頭に掲げて危急を報じ、局外諸国の乗組員に難を避けさせた後これを撃沈した。

幣原男　高陞号の事件はホランド、ウェストレーク両博士が、日本の行動を以て国際法上一向差し支えないという意見を発表したから、当初沸騰していたイギリスの輿論はぴたりと静まったということである。

石井子　ちょっと後の話だがシドニー事件というのがある。何でもアメリカから二人の米国人が支那から頼まれ日本の船を撃沈しに来るという浮説が伝わった。その二人が柔港から横浜へ着き、横浜で船を乗り換え、上海へ行こうとして横浜を出たという事が日本の官憲の耳に入った。そこでその二人をどうしようかというのが大問題となり、伊藤さんが何でもデニソンの家へ来て、「取つ捕まえてもよいか」というような事で大変な心配、ウイスキーをがぶりがぶり飲ん

北
清
事
變

驚くべきロシアの肚の中

下村 今度は「北清事変〔注参照〕とその前後」のことについてお話し願いたいですが……あの時の籠城に日本人は何人位おりましたか。

*注 明治三十三年四月、清国山東省の一角に外人排斥を目的とする義和団又は拳匪と称する一団が蜂起して、外人宣教師の放逐運動を企て、その勢い猖獗、官憲も進んで鎮圧しようとしたので、遂に北京に迫らんとする形勢となつた。北京の各国公使館では各自國軍艦から陸戦隊を上陸させて警備に努めたが、到底義和団に敵うべくもなかつたので、初め我が國の出兵を喜ばず、むしろ制限せんとさえした各国も危険切迫するに及んで急にわが大部隊の派遣を懇請した。六月事態いよいよ急迫し、北京、天津を包囲した義和団は、列国水兵の北上を阻止するの勢いであった所へ、日本軍の上陸となり、この結果先ず天津を陥れ、五月中旬わが第五師団の出征を見るに及んでわが軍は連合軍の主力となり、八月十四日遂に北京救援の目的を達した。いわゆる北京籠城はその間の事である。事変後清国は一九〇一年（明治三十四年）九月七日の北京議定書で、被害各

国に四億五千万両（我が国の分は四千四百万円）の賠償金を支払い、更に各国公使館区域に護衛兵を常置し、又北京と海浜間の自由交通を維持するため、塘沽、秦王島、山海关その他に軍隊を駐屯する権利を認め、その他幾多の屈辱的条項を約した。

石井子 私は北京におったが、その間は外交なしでしたね。いわゆる「筆を投じて戎軒を事とす」というのが本当の状態だったのです。日本人が皆で百二十人位おりましたかね。それから鳥海という小さい海防艦、これから陸戦隊が二十三人位来たかね。新聞記者では朝日新聞の村井啓太郎、学者では服部宇之吉博士、京都の狩野直喜博士という人達もおった。

牧野伯 あの時私はウイーンに在勤していましたが、英國の大天使が「なぜ日本軍は単独に救い出しに早く行かぬか」といったが、なかなか議がまとまらなかつた。「婦女子が何時やられるか知れん。日本軍は近くにいるのだからなぜ早く単独に進軍して救わないのか。これは人道問題だ」と盛んにいつておつたが、いろいろ難しいことがあつて……

石井子 囲まれた時密使を天津へ出した。それがもたらした報告によると、ロシアが邪魔をしていた。ロシアでは籠城している者が皆殺しにされることを希望しておつた。ロシアは支那に対して、大きな野心を抱いていたもので、満洲を取るためには、北京に籠城している人間が殺されて了うのが好都合であったわけで……救援の話がまとまりそうになると、ロシアが茶々をいれるということが伝わつて來た。そこでこれはもういけないとthoughtた。

支那通の連中が義和団を見損なう

林男 北清事変の時に、石井子爵が北京におられたが、あそこへ行つたのは私が推薦したのだった。私が臨時書記官としてちょっと間に合せに行っておつたとき、矢野（文雄）公使が賜暇帰朝するといわれるので、それなら石井君を書記官に頼んで連れてくるといい、石井君より好い人はないといった。それから石井君が来られることになって、遂にあの事変に出会われたといいうようなわけです。もう一つ話してみたいのは、私が三箇月ばかり代理公使をしたが、その時に感付いたことは、李鴻章が非常にロシアびいきだったことだ。ところが李鴻章の主なる乾児こぶんというものが皆なそれに反対で、その中には袁世凱などいう連中もいた。外務大臣というような位置にいた張蔭桓も李鴻章の乾児だったが、反対の地位に立つた。そこで李鴻章は余儀なく免官を食らい、その責任のある地位を去つた。それはつまり彼がロシアと手を組んだ影響なんです。丁度私が代理公使をしている時、伊藤公が遊びに來た。その来る途中で、李鴻章が免官になつたということを聞いて不思議に思つて、私に手紙を寄越した。そこで私は、李鴻章がかくかくの理由で免官になつたといってやつた。あとで伊藤公は、李鴻章を訪問された時に振るつたことをいわれた。それは「君は北方において非常に強い藩屏を得たね」という言葉だった。

これには李鴻章もちょっと参った。ところで李鴻章はそうなつたが、そのうちに西太后が北京に帰られて政権を握った。するところの方面的空気が何となく外国の圧迫に対して反抗的であるような感じを私はもつた。外国に対する反撃空気は段々濃厚となつたが、そこへ団匪事件が起き、当時の西太后の北京政府が何となくその運動に同情してしまつた。そういうような精神が団匪事件後の講和条約に伴つて起つて來た。北京の空氣はそういう状態にあつたように私は思う。この時丁度伊藤公がおられた時ですが〔注 以下は明治三十一年のいわゆる戊戌政変の事、梁啓超は康有為と共に西太后を斥け皇帝親政を企てた大立物〕時の外務大臣の張蔭桓という人が突然捕縛された。私はまだ四箇月か五箇月位しか北京にいないので、北京の状況はよく判らなかつた。おかしいと思つて公使館員を馬に乗せて張蔭桓の家を見て來いといつてやつた。その当時は、馬車もなければ人力車もない、かごはあつたがかごでは間に合わない。「馬に乗つて見て來い」「見て來ました、まさに事實であります」という。私は内容がわからない、で東京の外務大臣には「一種の事変と見てゐるが、その内容は分りませぬ」——こういつて報告したわけですが、その中に梁啓超という人が——前にちょっと会つて知つていたがまだ若い男だ、それが突然私を訪ねて來た。丁度昼飯後で私はデスクに向つて原稿か何かを書いており、伊藤公は昼寝していた。私は通訳を呼ぼうと鈴を引つ張ると梁啓超は私のデスクの所に来て直ぐなにか書き出した。なにを書いているかと思うと「自分はこれから市曹（刑場の意味）に赴いて死につかんとする、ついては一言いうことを聞いてくれんか」——こういうことを書いておつた。そうしてその終いの方へ通弁より筆談の方がいいということを書いていた。こんな奴と筆談などしたら大変だ

日
英
同
盟

日英同盟終結と二十一箇条

林男　日英同盟について、ちょっと付けたりのお話をします。日英同盟の終る頃（大正十年）に——私は大使をしておったが、日英同盟の終局というようなときに、何とかイギリスにウソと言つてやろうかと思つたこともあったのです。しかし私としては、それにつき日本の弱点をも感じておつた。というのは日英同盟の終局時分には、丁度イギリスの帝国会議がロンドンで開かれておつた「一九二二年」その最中に日英同盟の廃棄が問題となつた。日英同盟の終結期日には何月何日という期限があつてその期限【注　一九二一年（大正十年）七月が満期】が来たら双方では又よく考慮をするということになつていて。そしてその期限を三箇月延ばしてくれといふイギリス側の提案があり、日本は無論同意を与えた。ところが三箇月の期限が来ると同時に日英同盟は自然消滅という議論をイギリス側が出した。これにつき私は政府の訓令を仰ぎ「それは日本の政府の意見と違う。これで自然消滅するものでない」ということをイギリス側にいってやつた。ところでイギリス側ではどうしていいかちょっと分らずにおつたように見えた。その時ロード・バークンヘッド——イギリス政府の大法官だ、それがこの問題を聞いて関係書類をみんな読み、日本の主張が正しいと判定した。それでこれは又イギリス流で日本などにはないこ

と思ふが、バーケンヘッドは日本の主張を裏書きするような法文解釈を声明した。その結果イギリス政府の主張する三箇月の期限が来ると共に日英同盟自然消滅という議論は消えてしまった。イギリスの外相から私に来てくれというので行つて見ると右のような話で「助かった」「助かっただ」といったが、その後ワシントン会議でイギリスは同盟廢棄につき体裁のよい説明を与えた。これはもう少し正式な会議ではつきりした結末をつけたかったと私は思った。その前に——バーケンヘッドが、イギリス政府の論を引っくり返してくれた前後に——もう少し私はいって見たいと思っていたが、どうも日本に弱点があり、それでいわずにしまった、その弱点とはいわゆるあの二十一箇条の要求〔注参照〕だ。これは全体日英同盟の精神からいうとイギリスとあらかじめ話をすべきことであったと私は思うが、日本はそれをやらないで独自の行動を取つた。イギリスから見れば、当時大戦最中であつたから、あの問題では国民の間に随分不平が起つたにかかわらず、日本に対しては非常な強い反対意見を言わなかつた。それはドイツを相手にしての戦争最中だから、この際日本に対し余計なことはいえぬと、ロード・グレー〔外相〕が抑えておつた。イギリスに対してそんなひけ目を日本が持つていたと私は思つておつた。そこであんまり強いことを言う事を私は避けたのでした。

*注 大正三年世界大戦に参加した我が国は、十月先ず済南を占領して山東鉄道を手中に収め、次いで青島を陥れてドイツの山東における特権を継承した。時の大隈内閣の外相加藤高明伯は、山東問題に関し支那と協定する機会において、日支間の諸懸案の解決を

日
露
戰
爭

露国に先手打ち伯国の軍艦を買い取る

下村 松井さん、私は林董さんから度々聞きましたが、日進、春日の日本回航のときのお話を願えませんか。

松井男 あの時は私はもう内地へ帰っていました。

下村 それでは私から林董さんのお話を致します。アルゼンチンの軍艦二隻がイタリアで新造されたのを日本が買い求めたのが日進、春日です。ところで日本へ回航するのに露国の黒海艦隊進出の噂もあり、極東までの道中が極めて不安ですから、英國政府へ右回航中の保護方を依頼しました。ところが「日英同盟はしていても日露戦争には局外中立である。御依頼の件は御断りする」というのです。一同大いに憤慨したが仕方がない。すると一両日を経て、英國政府から「何日に（マルタからでしたか）英國の軍艦何々号二隻は極東に向つて回航の途に上りますから、時節柄ロシアの軍艦と間違ひのなきよう念のために御知らせする」というのです。この時はうれしくもあり、又そのやり口にすっかり感心したというのです。

石井子 その下村君の話とつながつてゐるが、當時歐洲にブラジルから注文した軍艦もあつたのだが、日本でも咽喉から手が出てるがこの上求める金がない。ところがそれをロシアが買うとい

う噂が立ったが、横合から英國が一気に買ってしまった。

下村　国際間において互いに好意を持つ、敵意を持つという事がいかに大きな影響を来たすかと
いうには、よい参考になる話と思います。

牧野伯　当時露国の黒海艦隊が約束を破り、進出するという情報があつたので、私はウイーンに
いるイギリスの大使に、何とかしてくれよう本国へ通知方を依頼した。イギリス大使はその
時は別段請合う返事はしなかつたが、しかし後日ブルー・ブックを見るとそれらの消息が記載
され、相当考慮を払っていたらしいです。

秋月氏　いつでも戦争が始まると機密を売りに来る者が幾らも出て来る。それでオランダなどは
ロシアのためにやられた。ボーッマスの談判の時も、ロシアはその方法でやつたものだ。もつ
とも戦前の日露の談判中の機密などは判つた方がいい位だった。何も隠すこととはなかつたから
……

幣原男　どこの国でも電報の暗号は盗まれている。日露戦争中であつたと思う、アメリカの電信
暗号を日本にも売りに來たものがあつたが、そんなものは必要ないと断り、更にアメリカにそ
れを知らせてやつたことがある。アメリカは喜んで直ぐ暗号を変えたそうだ。

秋月氏　電報の盗まれることは、大戦中に、イギリスの大使館やアメリカの大使館等によくあつ
た。そこで金庫の中に入れて、兵隊に不寝番をさせることになつたと聞いた。

世界大戦以降

石井ランシング協定の経緯

下村 大分時間が長くなりましたが、あと五項目残っておりますけれども、ヴェルサイユ講和会議とワシントン会議を中心にして……

石井子 これは老人に少し不向きですね。

林男 どうもこの辺の問題は新し過ぎるね。

秋月氏 骨董陳列にはちょっとどうも……この辺で止めて置いていたらどうですか。話は別ですが、日清戦争について私は反対者はなかつたと思っておったところが、勝海舟は反対だったのです。それで何か意見書等が出ているらしい。三国干渉が来るという事を、大体論から推して大体見当の違わぬことをずっと以前から見ておられたのですね。それで支那と戦争をしたからといってそれでまとまりがつきはせぬと、或る人にいわれたそうですね。支那をたたいたって、何しあつて支那がそれで泣きはせんのだ、トンボが尻尾を切られても飛んでいるのと同じだ——こういうことをいわれたそうです。これは勝という人の一つの独特的の観方です。それから台湾事件（明治七年五月）についての北京条約（明治七年十一月）まで行かぬと日本の外交史は始まらぬと私は思っておりますがね、あの時の大久保さんは全く正義人道と東洋の将来ということ

を考えておられた。それで「剣を提げて敵国を退治せしよりもこの大英断においてその功、その利一層の高処にいるべし」ということを書いておられる。これは大久保利通文書の中にもありますけれども、私の見ましたのは黒田さんに遣られた手紙の肉筆を石版刷りにされたものです。この本書は牧野伯爵の家にあるそうですが……。

緒方 石井さん、石井（大正六年遣米特派大使）ランシング協定〔注参照〕のお話を伺いたいものです〔この発言者の緒方は当時朝日新聞社重役の緒方竹虎か〕。

*注 一九一七年（大正六年）十一月二日、米国国務長官ランシングと石井遣米大使との間に取りかわされた公文で、「米国は日本の支那、殊に日本と接壤せる地方における特殊の利益を承認し、支那の領土保全と門戸開放、機會均等主義」を声明せるものであるが、華府会議において遂に廃棄せられた。

石井子 それはもう皆私の本に書いてありますね、その外にいう事はありませんよ。ランシングという人はすっかり支那人みたいな人でしたね。彼の家に行つて見ると支那のものだらけだ。もつともあの人の細君のお父さんがフォスターという人で、元国務卿をしておった。それで馬関条約の時は、日本にデニソン、支那側にはフォスターといわれておつた位だ。あの人（フォスター）は支那に顧問をしておつたし、ランシングは外務省におつてアシスタンントをやっておりしていた事もあり、自然非常な支那びいきだった。それであの人は妙なんですね、逢つ

て議論をすると非常に私とは合わない事がある。そうしてその日に先生大統領に報告して、次に逢つて見るといつの間にか譲っている。始終大統領から何かいわれていたらしい。

秋月氏 大統領は誰です。

石井子 ウィルソンです。

牧野伯 あの時に支那の公使が抗議をしたことがある。私の国のことと日本とアメリカとで協定するとは怪しからんということを。

石井子 顧維鈞が彼処でやりましたね。

牧野伯 ランシングが一喝を与えましてね。高圧的に行つたので引き退つたとかいう話しでした

石井子 私のところへも顧維鈞が來たことがあります。

牧野伯 ヴェルサイユ会議で彼と会つた時、あの石井ランシング協定をした人とは別人のような感じがしましたな。スペシャル・インタレストなど認めないような顔つきをしておつた。よくあんな気になれたものだと思いました。

石井子 私はあれは（協定をつくった事は） ウィルソンの圧迫があると見て いますがね。

幣原男 しかしランシングという人は相手方として処理して行くのにそう難しい人ではありますでしたね。

石井子 難しくはありません。非常な学者であつて……：

秋月氏 学者は困るね（笑声）。

（石井）

外交官生活の追憶

子爵
栗野慎一郎

一、条約改正前夜

青木大輔相手に激論を闘わす

私は自分の関係した事柄について、ここに記憶をたどりながら述べて見たい。まずその第一として条約改正について語ろう。世間周知の如く条約改正は難問題であった。岩倉（具視）公が歐米から帰られる（明治六年）と、条約改正問題で国論沸騰、当時の寺島（宗則）外務卿は治外法権の撤廃はともかくとして、まず税権を多少でも回復したいとの考え方から関税問題を持ち出した（明治十二年）のであるが、これがなかなかうまく行かぬ。明治十三年に井上伯（馨侯）が外務卿になり、頻りに国権回復論を唱え、まず領事裁判権を撤廃しなければというので、専らこれに力を致され、十三年に一つの案を出されたのであるが、これは直ぐ各國政府から突き返されてしまつたので、井上伯も非常に困ってしまった。ところが当時のドイツ公使アイゼンデッヒャーといふ人が大変好意を持ってくれ「日本が勝手に案を出したとて条約改正の目的は達せられない。むしろ各國委員を集めて条約改正の基礎を協定されるがよろしかろう」と忠告したので、明治十五年正月から東京で条約改正予議会というものを開くことになり、各國からは駐日公使がそのまま委員となつて基礎となる問題を協議した。

その議事はどうしたかというと、當時日本には明治初年に出来たオーストリア・ハンガリーとの条約があつた。これは日本にとつて非常に不利なものであつたが、それを基礎にしようということであつた。即ちこれを土台に治外法権とか関税とかトン税とかについて、個別的に論議を闘わせたのである。一週に一回開きその議事を英文で筆記し、独、仏、日本の三国語に翻訳して会議録を作り、日本政府にも各国全権にも回付していたのである。

ところが四月頃になつて井上伯は日本の最後的希望を演説された。その時に演説するはずではなかつたのを、丁度フランス公使が帰国するというので、同国政府によく諒解してもらいたいということで、会議の最後にする予定の演説をその時してしまつたのである。その趣旨は「外国人が日本の法権に服従する上は、日本全国を開放する」というので、非常に長い演説であった。これに対して各国委員からそれぞれ自分の意見を述べたが、その時まで一番やかましいことばかりいついていたイギリス公使パークスが大賛成の演説をした。もつとも井上伯の演説というのは、今直に内地開放を行おうというのではなく、他日「日本の事情が整い、日本の法権に外国人が従えば全国を開放し土地所有権も認める」というので各国全権もまた大いに賛成したのである。しかし明治十五年頃には日本の法律は十分に出来ておらず、日本の法律に従うなどということは外国人には思いもよらぬ事であつたから、実は井上伯の演説に驚いて賛成を表したのである。

会議は一月から七月末頃までかかつて終つたが、その会議録は二寸位の厚さの膨大なものであつた。それを各國政府に回して意見をまとめ、日本に回答することになったのである。ところが十五年は勿論のこと、翌十六年になつても何の返事もなく、十七年の何月頃だつたか、始めてイ

ギリスが各国の意見をまとめて、イギリス政府の意見として持ち出して來た。その時は前のパーカスは既に支那に転任し、プランケットという親日の公使が着任していた。そのイギリス政府の意見書について、井上伯が直接箇条箇条について討論をしたのであるが、その結果ほとんど日本の希望するようになつたので、これをまとめたものを日本政府のメモランダムとして各国に回したものである。それは主に裁判に関するもので、例えば輕罪は日本で処理する。重罪は領事官に持つて行く、民事であれば五百円以下は日本、それ以上は領事裁判でやるという風に、裁判権管轄のことが主になつていた。それに対して各国から十八年であつたと思うが、いずれも同意を表して來た。そこで外務省ではそのメモランダムを中心にして条約草案を作ることになった。

当時井上伯を始め東京にては色々忙しいというので箱根の宿屋を借り、私ども外務省の関係者が箱根で条約草案を作つた。その一つが漸く出来上つた時、井上伯のいのには「これまで条約改正については、ボアソナード（フランス人の法律家）が何かと関係していたが、今度の草案は我々だけで作つたのだから、一つボアソナードの所に持つて行つて相談してくれ」とのことであつた。しかしこの草案は決定的のもので、修正する訳にゆかぬから、ボアソナードの方で何か意見でもあると困ると思い「実はこれは外交官の話し合いで出来たもので、つい貴方に相談する暇がなかつたが……」と断つて話した。ボアソナードは「とにかく見せてくれ」という。草案を見せると、何だか異存があるようでもあるし、ないようでもあるので、帰つて私から井上伯に「私の使いだから不十分だつたかも知れぬが、貴方が直接話せば彼に異存はあるまい」といったところ、「それでは直ぐ行く」というので、私もついて行つてボアソナードに逢うと別段異存も

なく、唯「フランス人に見せてドイツ人に見せないとドイツはやかましくいうだらうからドイツ人にも見せてくれ」というので、司法省に雇われていたルードルフというドイツ人に私が持つて行つて見せた。

ところがルードルフの方はこの草案を読んで、何かと異存をいう。第一これは法律のプリンシップル（原則）に反いでいる。刑事問題についていうなら、検事が調べて重罪と見れば領事裁判にやる、軽罪と見れば日本の裁判でやるというが、重罪、軽罪は裁判官の判決後に決まるもので、検事にこんなことをやらせるということは法律の根本精神に反く、というのである。そこで私は「検事が軽罪と思つて日本の裁判にかけても、それが重罪であれば領事裁判の方へ回すこともあるのだし、検事のいったことが確定的のものではないから差し支えない」と説明したが、ルードルフには自分が条約案を作りたいという野心があるものだから、それでも何かと苦情をいう。それで井上伯にその話をして、井上伯から直接ルードルフに話をしてもらつたが、やはり前のような法律論を持ち出してやかましくいう。そこで井上伯が「この案については、各国の意見がまとまり、日本政府のメモランダムが出来ていいのだからこのメモランダムに背く訳にはいかぬ。だから君の考までこのメモランダムに背かないもので法律のプリンシップルにも逆らわぬものが出来るならやつてくれる」といったので、それではというので、ルードルフはそれから毎日外務省に出て二箇月もかかつて長いものを書いた。ところがこのルードルフは立派な法律家だった訳でなく、唯裁判官の経験があるという位のものなのだから、条約案などを作ったことがなく、出来上つたものはまるで法律の講義のようなもので、それを英文と和文に翻訳して、外務省の内輪の委

日本外交年表

ペリー来航以後を仮に正式外交と觀、前史に属する事項は省略す

一九五三年（嘉永六年）

四月、米国使節ペリー、船艦四隻を率いて琉球に来たり、六月浦賀湾に来たる。幕府は明年オランダを通じ長崎を外交地として返事すべきを約せるも、米艦はなお開港の約を促さんがため江戸湾に進路を向け、本牧、羽田にデモを行つて退帆す。幕府外船来航を上奏す。

七月、露使ブチャーチン長崎に来たり翌年一月去る。

一八五四年（安政一年）

正月、米使ペリー軍艦九隻を率いて再び浦賀に来たり、後本牧に投錨して前年の回答を促す。林大学頭、井戸対馬守等秘密の訓令を受けて横浜にて応接し、三月、いわゆる「神奈川条約」を結ぶ。これ条約による国交の開始なり。右和親条約は全文十二箇条、下田、函館両港を開き、薪水、食糧、石炭等の供給を約す。

八月、英船長崎に来たり七箇条の「和親条約」「長崎、函館二港を開港」成る。

十月露使ブチャーチン下田に来たり、十二月「和親条約」（長崎、下田、函館三港開港）成る。

一八五五年（安政二年）

八月、ジエームス・スターイング座乗の英艦香港より来たり、長崎にて「和親条約」を結ぶ。

十二月、日蘭和親条約二十八箇条に調印す。これは米、英、露が条約上の特権を獲得せるにより長崎奉行に苦情を申し込み從来の「オランダ取締書」なるものを改訂せるものなり。

米船二隻下田に来たり、日本沿岸測量の許可を乞う。

一八五六六年（安政三年）

七月、米艦サンゼント号、総領事タウンゼント・ハリスを乗せて下田に来たり、領事館を置く。二

月蕃書取調所開設、以後洋書翻訳、及び外國との通商談判に用ゆ。英國水師提督シーモー^ア長崎に來たり、條約改訂を乞う。老中堀田正篤、外國事務専任。

一八五七年（安政四年）

八月、日蘭追加条約調印（幕府の調印した最初の通商規定）。

九月、日露追加条約調印。

十月、ハリス、十三代將軍家定に謁す。

一八五八年（安政五年）

七月、無勅許のままにて「日米条約」結ばる。いわゆる「安政の江戸条約」にして、全文十四条より成る。

八月、オランダ、イギリス、ロシア、十月、フランスとの通商条約調印。

この年いわゆる「安政の大獄」起る。外交難局に際し、將軍繼嗣について争い起り天下大乱の兆しを呈す。

八月、外侮を防ぎ内政を整え、徳川家を扶助すべしとの勅諭水戸に下るや、井伊大老勅諭降下に關係したる水戸及び薩摩等の幕臣六十余人を死刑、逐放、流罪の刑に処し、これに關係し、王政復古を唱えたる頼三樹（頼三樹三郎）、橋本左内、吉田松陰等翌年死刑に処せらる。

一八五九年（安政六年）

正月、長崎、函館、神奈川三港の自由商売を許し、六月、露、英、米、仏、蘭と右地との貿易を令し、日本と五箇国との通商確認さる。「いわゆる安政五箇条約」これなり。

一八六〇年（万延一年）

正月、日米条約批准交換のため、幕府最初の遣外使節として新見豊前守一行をアメリカに派遣、五月十七日ワシントンにて米国大統領と公式会見。

幕府は水戸藩徳川慶篤に勅書奉還を促せるも志士等これを拒み、長岡に屯集せるを以て二月これを撃つ。

三月、「桜田門の変」起り、水戸の浪人のため井伊大老襲撃されて死す。

六月、ポルトガルと、十二月、プロイセンと修好通商条約を結ぶ。

一八六一年（文久一年）

幕府、使節竹内保徳等を英米に派遣。未だ勅許なき条約の実施延期を嘆願、結局両都開港五箇年延期となる。この年五月、水戸の浪土有賀半彌等の徒十余人高輪東禅寺（英使旅館）に夜中乱入、護衛の士のためかえって傷つけらる。この前にも排外熱熾烈のため露国全権隨員二名浪人のため（一八五九年（安政六年））殺害せられ、又万延一年（一八六〇年）英公使館小使、及び米公使館通訳ヒュースケン殺され、国内不穏を極む。

一八六二年（文久二年）

正月、安藤対馬守、江戸城坂下門にて軟弱外交の故を以て水戸の志士に襲われ難を避く。

二月、毛利敬親、「公武合体」の幕政改革建言、及び独力攘夷を奏請。

八月、東海道生麦にて島津久光の家来、英人一名を殺し、二名を傷つけていわゆる「生麦事件」起る。英國憤慨し軍艦を以て薩摩を攻めんと脅す。

一八六三年（文久三年）

この春、米国公使館放火の厄にあう。先是英國新築公使館また浪士に焼き払われたるため、英公使は憤慨し、幕府に五箇条の最終的要求を提出。結局償金十万金ボンドを支払う。

四月、「攘夷期限決定」と共に長藩は外國船艦を砲撃し、七月、薩摩は又鹿児島において英艦七隻と戦端を開き、死傷者双方多数を出す。

十二月、スイスと修好通商条約締結。

一八六四年（元治一年）

八月、英、米、仏、蘭連合艦隊下関砲撃。

一八六五年（慶応二年）

九月、英、米、仏、蘭軍艦揚海に入る。

一八六六年（慶応二年）

六月、ベルギーと、七月、イタリアと、十二月、デンマークと修好通商条約締結。

一八六七年（慶応三年）

正月九日、明治天皇御年十六歳にて践祚。
二月、幕府日仏交歎のため徳川昭武を仏國に派遣、涉沢栄一随行。

十月、十五代將軍徳川慶喜、政權返上奏請。

十二月、兵庫開港、大阪開市。

一八六八年（明治一年）

九月、明治と改元、四月、江戸城を収む。七月、江戸を「東京」とす。

八月、明治天皇即位の大礼。

十一月、海軍局設置。

十二月、車駕東京還奉。立皇后。

一八六九年（明治二年）

一月、「天皇親裁」の詔勅を英、仏、蘭、米、普、伊の各国公使に賜り、「条約には今よりして『大君』の名称に換うるに『天皇』の称を以てすべし」と宣せらる。

七月、英國王子來たる。

日独、日墺通商條約成る。

一八七〇年（明治三年）

三月、スペインと、十一月、スウェーデン、ノルウェーと條約書交換。

一八七一年（明治四年）

七月、ハワイ、清国と、十二月、オーストリア国と條約書交換（清国は仮条約）。

十月、岩倉具視を條約改正のため全権大使として歐米に派遣。

一八七二年（明治五年）

十一月、太陽暦を用う。

一八七三年（明治六年）

八月、ペルー国と条約交換。九月、岩倉大使一行帰朝。イタリア皇甥来朝。十月、征韓論破れて西郷隆盛等辞職。

一八七四年（明治七年）

十一月、条約改正のため欧米に派遣せる大久保利通帰朝。

一八七五年（明治八年）

八月、樺太、千島交換条約批准交換。

小笠原島の我が版図たる事確定。

我が軍艦「雲揚」艦、朝鮮江華湾に碇泊中、朝鮮の軍民より砲撃を受け、いわゆる「江華島事件」起る。

一八七六年（明治九年）

二月、黒田清隆、井上馨を全権として韓国政府との間に「江華条約」結ばれ、釜山外二港を開き、修好成る。この条約により朝鮮の独立確認さる。

一八七七年（明治十年）

三月、万国郵便条約に加盟。

一八七九年（明治十二年）

四月、從來日支両国に隸属せる琉球を完全に日本の領土に編入、「沖縄県」と改む。

四月、日米条約改正約書調印。但し、英國の反対のため後に無効となる。責任者寺島外務卿これがた

め辞職、井上馨代る。

一八八二年（明治十五年）

税権、法権回収のため一月より七月まで東京にて各国との予備協商開かる。

七月二十三日、朝鮮大院君の乱、摂政大院君の煽動下に暴徒、日本公使館に放火、のち談判の結果「済物浦条約」成立、償金五十五万円を受ぐ。この頃清国もまた袁世凱をして大兵を率いて京城に駐屯せしめ、日清衝突の根源を作る。

一八八四年（明治十七年）

朝鮮、保守改革の二派に分れ、清国の支持を仰ぐ王妃閔氏一族の事大党と、日本の後援による独立党衝突、十二月五日、クーデターを以て独立を宣せるも、清兵のため失敗、改革派の金玉均、朴泳孝等日本に亡命。いわゆる「甲申の乱」。

この頃井上馨、伊藤博文等、条約改正促進のため、断然欧化政策に転向し、五月十四日東京俱楽部を設け、外人ととの交際のためダンス全盛、いわゆる「鹿鳴館時代」出現。

一八八五年（明治十八年）

一月九日、京城条約成立、朝鮮は日本に謝罪、償金十三万円を支払い、乱徒処罰を約す。

右事件は清国に関係ありとし、伊藤博文、西郷従道等清国に赴き李鴻章と折衝、四月十八日「天津条約」成立、日支双方朝鮮より撤兵等を約す。

一八八六年（明治十九年）

一月、日本ハワイ間に渡航条約成る。

一八八七年（明治二十年）

四月、勝安房「時弊二十一箇条」を内閣に建白し、又仏人法律顧問ボアソナードも条約中の裁判権に関する好意的意見を開陳し、農省務大臣谷干城帰朝して内政、外交の七弊を上奏せしため、条約改正談判無期延期となる。

九月、井上外相辞職。

この頃歐化反対 国難救済の民論四方に起り、大同団結運動となり、その発頭人末広重恭、中島信行、尾崎行雄、犬養毅、星亨等四百七十餘人、都門外三里以上の地に放逐せらる。

一八八八年（明治二十一年）

一月、シャムとの修好条約成る。

十一月、日本メキシコ修好条約成る。これ対等条約締結の嚆矢なり。

一八八九年（明治二十二年）

英、米、仏、独、露、伊、奥地の七国と国別的に条約改正を交渉、大隈外相は「裁判権条約」と「通商条約」を一括し四項より成る案を以て、諸外国と談判、但し条文中に外国法官任用の項ありしため憲法違反の論全国に沸騰す。

十月十八日、大隈外相傷つけられて隻脚を失い、二十四日内閣瓦解、条約改正談判三たび蹉跌す。

一八九〇年（明治二十三年）

三月、新外相青木周蔵は陣容を新たにし新条約案（一）外国出生の法官不任用（二）法典の編成發布不約束外二項を以て列国に覚書交付。

一八九一年（明治二十四年）

五月、一巡査、大津において来朝中の露國皇太子を狙撃しいわゆる「大津事件」起る。

一八九四年（明治二十七年）

五月、朝鮮「東學党」なる一種の宗教団体、外國勢力の侵入に憤慨して「全州府」を陥れ暴動を働く。動乱鎮圧のため清国出兵。日本又兵を出して両国衝突、七月十日、朝鮮政府に対し最後通牒を送り、八月一日、清国に対し宣戰布告し、日清戦争起る。

九月十五日、大本營、広島に進む。

十一月、旅順港陥落、清国と講和談判交渉開始。

十一月、日英、日米通商航海条約調印。

一八九五年（明治二十八年）

四月十七日、（一）朝鮮独立確認、（二）遼東半島割譲、（三）台湾割譲、（四）償金二億両等の「下関條約」成る。

露、仏、独のいわゆる「三国干渉」来る。

五月十日、遼東還付の詔勅降下。

一八九六年（明治二十九年）

三月、「航海造船獎勵法」公布。

四月、日独、六月、日仏通商航海条約調印。

五月、日本とデンマーク、ベルギー、スウェーデン、ドイツ、フランス、オランダ及び清国との間に

改正通商航海条約成立。

六月、日露協商成る。

露清密約成る。攻守同盟、軍用支那港開放、東支鐵道設立等を約す。

一八九七年（明治三十年）

米国、スペイン、オーストリア、ポルトガル、ペルー、ブラジル、スイス、ノルウェー、チリの九国と改正通商航海条約成立。治外法権ここに完全に撤廃さる。

朝鮮、國号を韓となす。

一八九八年（明治三十一年）

日本とアルゼンチン、シャムとの通商航海条約調印。

四月、清國、日本との間に福建省不割譲条約成立。

六月、万国郵便条約調印。

三国干渉成功的報酬に獨は膠州湾、露は旅順大連、仏は広州湾の租借を要求しそれぞれ租借権成立。
英國又この機会に割り込み、威海衛租借成る。

一八九九年（明治三十二年）

六月、日本ギリシャ通商航海条約調印。

七月、日米通商条約実施。

米国國務卿ジョン・ヘイ、日、仏、英、独、露、伊の六箇国に対し對支門戶開放主義を主張し、承認さる。米国勢力の東進なり。

一九〇〇年（明治三十三年）

六月、北京日本公使館員杉山彬団匪に殺され、各国連合軍天津を占領す。いわゆる「北清事変」なり。

七月、連合軍北京入城。

十二月、講和条約成り、義和團匪平ぐ。

一九〇二年（明治三十五年）

一月、日英同盟条約成立。

三、四月、清国、ロシア間に東三省条約、及び満洲還付条約成る（日本牽制のため）。

一九〇三年（明治三十六年）

八月、日本は露国に五箇条の提案をなし、清韓両国の独立、機会均等、両国特殊權益互認等を提議せ
るも露国黙殺す。

十一月、露兵奉天占領。

一九〇四年（明治三十七年）

一月十二日、ロシアに対し最後通牒を送り日露国交全く断絶さる。二月十日、対露宣戦布告。

二月二十三日、林権助公使と韓国外務大臣李址鎔の間に「日韓議定書」成立。

二月、露艦コーレン号と仁川港外にて我が艦隊と初めて砲火を交ゆ。

第二次日韓議定書成る。二月、第一回、三月、第二回、五月、第三回旅順閉鎖。

五月、九連城占領。六月、旅順港外の大海戦。八月、海城及び牛莊占領、黃海大戦。九月、遼陽占領。

十一月、旅順総攻撃開始。

一月、パナマ共和国独立承認。

一九〇五年（明治三十八年）

三月、奉天付近の大会戦。五月、日本海大会戦。六月、米大統領ルーズベルト講和調停を試む。小村寿太郎、高平小五郎全権任命。この権太占領。九月、ボーリスマスにおいて「日露休戦議定書」「日露講和条約」調印、いわゆる「ボーリスマス条約」成る。当時戦後の窮状によりやむなく米国調停のもとに若干の譲歩をなせるため国内において軟弱外交攻撃始まり、民論沸騰、遂に東京市民により「焼打事件」起る。

十月、日露講和条約に関し詔勅下る。

十一月、「日韓協約」締結調印（第二次）、十二月、日清、満洲に関する条約調印、いわゆる「一九〇五年満洲条約」にして「条約附屬秘密議定書」を含む。

八月、日英同盟拡張協約締結、アジア領土権及び経済利益保護の攻守同盟、韓国における日本の特権伸張、期限十年等を約す。右条約は一九一年第二次改訂を遂げたるも後ワシントン会議において廢棄さる。

一九〇六年（明治三十九年）

二月、英國皇族コンノート殿下來朝。

四月、凱旋大観兵式挙行。南満洲鉄道会社創立。

六月、日露兩國権太譲受開始（四〇年九月終る）。

七月、カナダとの通商条約成る。

一九〇七年（明治四十年）

六月、「日仏協約」及び仏領インド支那に関する宣言公布。

七月、「日韓新協約」「日露協約」成る。

八月、韓国政府日本人任用。

九月、「日露通商航海條約」「日露漁業協約」公布。

一九〇八年（明治四十一年）

九月、日本コロンビア国通商航海條約。

八月、日露境界線画定文書交換。日米仲裁裁判條約公布。来朝中の米國務卿タフトと桂首相会見、東洋平和維持に関する黙契成立。

十月、高平、ルート間に「日米覚書」交換。

一九〇九年（明治四十二年）

十月、伊藤博文ハルビンにて朝鮮人安重根に狙撃さる。

一九一〇年（明治四十三年）

八月、「日韓合併條約」締結、第一条「韓國皇帝陛下は、韓國全部に関する一切の統治権を、完全かつ永久に日本國皇帝陛下に譲与す」外全文八条より成る。韓國合併對外宣言。

條約により朝鮮貴族令公布。

一九一一年（明治四十四年）

四月、日米通商航海條約公布。

五月、日英通商航海條約公布。

七月、ドイツ、ノルウェー、スウェーデンとの通商条約公布。

八月、日仏通商関係暫定協定公布、翌年二月正式調印。

十二月、イスラムとの通商条約公布。

一九一二年（明治四十五年 大正一年）

一月、「國際紛争平和的處理」條約成立。

五月、ドイツ皇族ワルデルマール殿下入京。日本デンマーク通商航海条約成立。

七月三十日、明治天皇崩御（宝寿六十二）、大正天皇践祚。

この年正月、孫文、中華民国大統領就任、支那革命成る。

一九一三年（大正二年）

六月、日本オーストリア、日本イタリア通商航海条約公布。

九月、支那の排日熱強く、南京において張勲の兵日本人商店に乱入、暴動を起こせしため、国内に対
支硬論起り、正式交渉開始、いわゆる第一次「南京事件」これなり。
日蘭通商航海条約公布。

一九一四年（大正三年）

七月二十八日、歐洲大戦。八月十五日、日本対独最後通牒を送る。日奥国交断絶。

九月、膠州及び崂山占領。

十一月七日、青島陥落。

一九一五年（大正四年）

七月、日本スペイン及び翌年三月、ボリビアと通商条約成る。
日支条約成る。いわゆる「二十一箇条条約」。

一九一六年（大正五年）

七月、第三回日露協約締結、全文二箇条及び「日露同盟秘密協約」全文七箇条ペトログラードにおいて調印（支那防護の攻守及び協商を約せるもの）。

一九一七年（大正六年）

十一月、支那に関する交換公文発表さる。いわゆる「石井ランシング協約」にして日本の支那における特殊権益を承認せしむ。

一九一八年（大正七年）

五月、「日支共同防敵軍事協定」なる。（敵国勢力東漸に対し、歐洲戦争参加の義務実行のため共同防敵の協定）。

八月、日本軍ウラジオ上陸（シベリア出兵）。

九月、チエコ・スロヴァキア政府承認。

一九一九年（大正八年）

十一月、「世界大戦講和条約」正文発表。いわゆる「ヴェルサイユ条約」なり。

一九二〇年（大正九年）

三月より五月まで、日本人七百人ニコライエフスクにて慘殺さる。いわゆる「尼港事件」なり（シベリア出兵に対する報復）。日本軍ニコライエフスク占領。

一九二一年（大正十年）

四月、支那借款團規約公表（日本、英國、フランス、米国の四國財團より成り、支那に対し、提携して金を貸す協約）。

九月、米国よりワシントン會議開催の招請を受け、加藤友三郎、幣原喜重郎、徳川家達三全權任命、十月渡米。

一九二二年（大正十一年）

四月、山東撤兵協約調印、十一月山東還付協定調印（旧ドイツ領、膠州租借地還付を約し、ワシントン會議における公約を果す）。

二月ワシントン會議終了。

六月、加藤友三郎帰朝、首相となりシベリアから撤兵す。南洋ヤップ島その他太平洋委任統治諸島関係の日米海底電線條約公布。

一九二四年（大正十三年）

四月、日露漁業問題解決。

トルコ、フィンランド及びシャムとの通商航海條約成る。

一九二五年（大正十四年）

日本とオランダ、ノルウェー国スピツベルグン、スロヴェーヌ国及びメキシコ、ベルギーとの間に

通商航海条約批准公布。

九月、英國第四皇子ジョージ殿下入京。

一九二七年（昭和二年）

三月、支那國民軍上海及び南京占領、日本租界襲撃「南京事件」起る。

四月、漢口日本租界襲撃事件起る。「漢口事件」。

六月、日、英、米ジユネーヴ海軍軍備縮小會議開会（全權、斎藤実）。

一九二八年（昭和三年）

五月、北伐の支那南方國民軍濟南入城、日本第三次山東出兵、日支兩軍濟南において衝突、翌年解決
（濟南事件、田中義一首相時代）。

七月、ジユネーヴにおいて作成せる「仲裁條項關係議定書」批准公布。

八月、日、英、米、仏、伊等十五国「不戰條約」調印。日本ラトヴィア共和国通商航海條約成る。

一九二九年（昭和四年）

五月、「南京事件」解決、南京政府遺憾の意を表す。

「漢口事件」解決、日本官民に対し損害賠償を約す。

五月、日支通商條約改訂覚書發表（支那閩粵自主権を認む）。

一九三〇年（昭和五年）

四月二十二日、ロンドン海軍條約調印、日本全權若槻礼次郎、財部彪、松平恒雄。

前年来交渉中の日支關稅協定成立。

一九三一年（昭和六年）

九月十八日、奉天北大營附近にて日支両国兵衝突、日本兵、奉天及び寬城子占領、いわゆる満洲事変の発端。

十月、國際連盟理事會開会、満洲事変を討議す。連盟にて日本「十三対一」の投票にて孤立す。

張景惠等満洲新政府樹立宣言。

十一月、馬占山討伐の日本軍チハル入城。

國際連盟「支那調査委員」派遣を議決、リットン委員長となる。

一九三二年（昭和七年）

一月十八日、上海にて日蓮僧徒殺傷事件起る。

一月二十八日、日支両軍衝突、いわゆる上海事件起る。

二月二十日、第一次、二十三日、第二次総攻撃。

五月、日支停戦協定成り上海派遣軍帰還発令。

九月十五日、満洲國独立承認の「日滿議定書」調印。

十月、リットン報告發表。

一九三三年（昭和八年）

二月十七日、満洲事変に関する連盟規約第十五条四項による報告書案並びに勧告書案發表さる。

二月二十五日、日本は勧告反対陳述書を提出、総会において「四十二票対一票」を以て票決に敗る。

三月二十七日、「國際連盟脱退」詔書煥発せらる。

一九三四年（昭和九年）

一月、日印間に綿業及び関税に関する協定成立。

二月、日米間棉業協議開始、間もなく決裂。

三月一日「満洲国帝制」宣言、溥儀氏「康徳皇帝」

を宣す。

附
錄

外
交
私
觀

(
抄

石井菊
次郎

歴史は繰り返す

外交家に要する資格は、発達せる常識と各国の歴史地理経済商工業等に関係する一般智識とを以て足れりと謂うことが出来よう。故に外交官の職務は外の畑から飛び入りするに最便利なるはずである。医者や軍人から外交官に鞍替えして相当に成功したもの鮮くないのもこれがためであるが、その割合に飛入りの少ないのはいささか不思議と思われる位である。或る人は飛入り外交官の鮮いのは語学ちょう障礙があるからだと謂うが、然らば自國の言語を外交語として使用し得る国には飛入り外交官が多いかと謂うに必ずしもそうでない。英仏人でも素人が外交官たるに躊躇する有様は他国人と同一である。言語の関係よりもむしろ外交官は一身に国家を代表しその任の重きに苦しむのに、有事の日にはとかくの批評を受け、無事の日には忘れられて割に合わぬからではあるまい。その当否はしばらく措き、前に述べた常識と列国形勢に関する一般智識とは外交官に絶対必要である。一般智識の中でも歴史は特に必要である。常識の必要は單り外交官に限らず、政治実業一として常識を要せざるはないが、外交官には外交官としての発達したる常識を要するのである。

外交官たる資格は斯く簡単に言い尽し得るが、さて外交官となつて見れば、時に難しい問題に

直面して、格別先見の明があるのでなし、将来が読めるのでもないからその苦心は一通りでない。もつとも外交には頼みとすべき何物もないか、換言すれば外交は盲目の手探りで運を天に任すのかと謂えば、必ずしも然らずである。暗夜にも星辰あつて幽かに方向を示す。外交にも多少の指南車として利用すべきものがありて、これを利用するに長じたるものを外交の大家と謂うべきである。然らばいわゆる外交の指南車とは果して何であるかと問わば、それは歴史であり外交史である。歴史は繰り返すものであるから、故を温ねて新を知るのである。

ここに一の商店ありて他の商店と取引を開始せんとすればあらかじめ先方が能く契約を厳守する正直ものであるか否かを探索して、もしそれが不誠実で諸方面より契約違反の訴訟でも受けているとあれば問題の取引は沙汰止みとなる。結婚その他縁談においても互いに先方の性格や血統を調べて、もし人物、性格が思わしくないとか、その父母祖父母等に遺伝病でもあつたとすればここに縁談は中止せらるるのである。国民は個人の集団であるから、その性格において伝統がなければならない。その伝統的性格即ち国民性を知るには歴史に依るの外はない。マキアヴエリはかつて君主は国民利益の保管者であるから、君主の結びたる条約はそれが国民の利益と一致する間だけ遵守せられるべきものにして、一たび國利民福と背馳するに至らば、君主は条約の規定奈何を顧みるのいとまなく、國利民福の保管者たる本分を尽ざざるべからずと揚言したと云う。斯かる観念を有する政治家を宰相とする国家と条約を結ぶはたまたま以て先方翻弄の具となるに過ぎない。故に条約を結ぶに先だち、相手の伝統的性格を充分に調べて掛からなければならぬ。而して外交辞令を見透して先方の胸中を射察するを得せしむるのは結極歴史の指南に待つの外は

ない。明治三十四年のことであつた、日英同盟問題が起つたとき、我が国としては外国と同盟を結ぶなど前例のなき事であつたから、心配は一通りでなかつた。當時我が輩は上局の命を受け、先ず以て英國の外交史を調べて見た。而して英國は外國と容易に同盟関係を結ばないが、一たび同盟に入れればこれを恪守して敢えて悖らぬ國柄であるとの結論を得てこれを復命した。遠き昔の事は措き、第十八世紀以後の外交史上英國が同盟条約不履行を敢えてしたる例は未だかつてなかつた様である。彼は海上に暴威を振る、幼稚なる國際公法の發育を妨げたことは十七、八世紀を通して一度ならずあつたが、彼が締結したる同盟条約の違反又は不履行の場合は頓と見当らなかつたのである。これ即ち歴史が指南車として役立つた一例である。坪井博士〔坪井九馬三〕がその近著『最近政治外交史』第一章において「歴史は繰り返すものか」との題下に論ぜらるる所を見るに左の数項がある。

宇宙間の現象は一見繰り返す様でも能く見れば往々にして然らず。……天体運動必ずしも規則的ではない。例えは歴史に上つてゐる著しき慧星の実現はほとんど皆それぎりで繰り返しておらず。……月の如きもそうである。月の地球を廻つてゐる運動は極めて複雑な、極めて不規則なものであつて、大体において蛇の動く様な姿をして廻つてゐる。

歴史は繰り返すというよう、人事の現象に就きてその中の一部の小さいことを考うればしばしばその適例を発見する。しかしながら大体についていえば全然当てはまらないことではあるのは明白の次第である。しかし文化程度が停滞して一向に進歩せぬ場合があつたとすれ

ば……自然人事の現象も繰り返すこととなるのである。それで古来記録に残つてゐる国家の歴史の中でやや繰り返さるかと思われる歴史の事実を認むることの出来る場合がある。その著しい例証はインドとか支那とかいう古い国で、而して文化程度が甚だ古い時代に進んでいてその後著しき変化を経ずに進んだる場合である。……

歴史は繰り返すということは支那の歴史では多少もつともかも知れないが、しかしこれも精密に調べるというと絶対に繰り返してはいられない。やはり時代々々に依つて多少の相違はある。

本邦の歴史上の事実も維新前においては幾分か繰り返したかの如く見受けられる形跡がないでもないが、それはしかしながら小さい事実についていう事であつて、大体においては無論繰り返しておらぬのである。文化の進歩した程度が時代に依つて著しく違うので、それがために繰り返すことが出来ぬ状態にある。この事は維新後において倍々甚しい。

最近の世界政治史を窺い見ようとするに当つては、つくづくこの歴史は繰り返すという格言のようにいわれることが事実に当てはまらぬことだということを深く注意して置く必要があると思う。否むしろ私はちょっと見ると恰も何等の連絡も関係もなしに唐突にえらい激変が起るかの如く見受けられるといった方が適切でないかとさえ信ずるものである。

もし果して博士の言の如しとせば、外交家は唯一の指南車を失うこととなり、誠に心細き次第である。フリードリヒ大王は外交は暗夜灯なくして行くが如しと謂つたが、灯なきのみならず星

の光さえもなきこととなる訳である。しかし我が輩は博士の言わる所を篤と考えて見て忌憚なく申せば、どうも腑に落ちぬ所がある。第一に歴史は繰り返すと云うその歴史は動物の一たる人間の事であつて天体又は鉱植物の歴史ではない。故に慧星中に一度しか太陽に近寄らないのがあるが、地球を廻る月の運動に多少の不規則があらうが、これ等の現象に依つて人間の歴史が繰り返すものでないと結論するのは如何であろうか。第二に博士は支那の歴史上では多少もつともかも知れないが、しかし精密に調べると絶対に繰り返してはいない。時代時代に依つて多少の相違はあると言わたが、これに依つて見ると博士は歴史の出来事が一から十までことごとくきちんと符合したのでないと繰り返したと謂われないかとも思われる。斯かる厳格なる意味で言うなれば、それは博士の言わる如く歴史は繰り返すものでないと誰も断言するに躊躇しないであろう。時代の変遷もあるし、四困の事情もある事だから、二個の人が印刷した様に符節の合する事は先ず絶無と謂うて差し支えなかろう。格言的に言わる歴史は繰り返すという事は、古でも今でも人間の根本精神に変りはないから同様の原因からは同様結果が現わるものであるとの大体の因縁を描出したる文句に過ぎないと我が輩は思考する。凡そ物には例外があるからこの格言にも多少の例外あるべきは勿論である。太古のカルディア人やアッシリア人が偉かつたからと言つて今のメソポタミア人にこれを当てはめて同様の原因から同様の結果を期待すれば、それは物に例外ある事を閑却したので期待するものが悪いと謂わざるを得ない。我が輩はこの大体の意味において歴史は繰り返すものであると信じて疑わない。又博士は文化の停頓している支那では歴史の繰り返しあるが他国は然らずと言わるるも、元来この格言は支那から来たのではなく、却

つて西洋歴史家が西洋の歴史について幾多の例証から抽出したりたる言ではなかろうか。我が輩の意味を以てすれば西洋の歴史はよく繰り返している様である。ショーペンハウアーが歴史の記事は異なりたる名詞と数字とを以て同一の事実を羅列するに過ぎずと道破したのは歴史の繰り返しを説明し得て妙言である。

これを園丁に聽くに公園の鳥は一定の木に宿るは勿論、毎朝芝生の如何なる方面に餌を求め、疲れて何れの木の何れの辺に止つて休息するかがほぼ一定しているそうである。又鳥類学者の言に依れば、小鳥の中には毎日早晚一定の空路を飛び、一定の木に一定時を憩い次から次へと進み、太陽が地平線に上ると何れかへ隠れて見えなくなるのがある由、彼等が毎朝飛び来たり飛び去るの規則正しきこと驚くばかりなりと云う。園丁や学者に聞くまでもなく、雁や鴨は寒風と共にシリリア方面より我が国に渡來し、秋の小春日和を日本に過ごし、寒来と共に更に南進する。燕が夏と共に南方より來たり人家に巣喰うことは小児の知る通りである。これ等鳥類でさえ何れもその年中行事に一定の順序と規律あることを示しているのである。

獸類もまた然りで、猛獸などは必ずや一定の山路に由りて進行するもので、土人は先ずその通路を探し出したる上、要所に罠を設けてこれを捕うるものである。狐狸の如き小獸でも皆同様であるそうだ。して見れば動物は鳥獸とも行住坐臥知らず識らずの間に、一定の規矩準縄に依つているものである事が分る。さて高等動物たる人間は如何であるかと謂うに、これまた坐臥進退とも或る種の定規に遵つて動くものであると我が輩は信ずる。商船が敵の潜航艇を欺くため、じぐざぐに航行する如き例外は別として、一個人は各一定の規矩ありてほとんど無意識にその規矩に

依つて行動しているものである。俗に云う人の癖とは即ちそれである。これと同様く各国民もまたその国民に特殊なる癖を有するものである。故に如何なる国民は如何程の刺戟剤を投すれば如何なる程度に興奮するものであるかは、その国民の歴史を精査して見れば大体分る訳である。換言すれば某国民は神經過敏で、これに一定の刺戟即ち挑発を加うれば堪忍袋の緒を切つて干戈に訴えるとか、他の某国民は愛国心が強くて社稷一たび危しと見れば、最後の一人まで戦うの決意を有する国民だとかは、各国民の過去帳に登録済みの事項である。果して然らば外交家が国交断絶に至るの虞れある大問題に逢著したるに際し、対手国の国民性を歴史に由りて審査し、その国民は一定の場合には一定の行動に出づるものなる事を測定し、若干の国難に直面すれば若干の決意を抱くに至るべきを看破する事、鮮すくなくも大体の見当を付けることだけはその過去帳即ち歴史に依つて出来得べきはずである。たとい精確を期し得ぬまでも、大体の見当だけは歴史ちよう指南車が提供してくれるのである。その指南車に依つて一定の方針を手繰り出すことが外交家の務めでなければならぬ。そもそも物質文明は人生の外観を変化せしむるの力はあるども、その心情を豹変せしむるの力はないから、人間の感情は古今大差はない。昔日一定の刺戟で勃発したる国民は、今日でも同様の刺戟に依つて勃発せざる理由がない。歴史が繰り返すとの諺はこの心的作用から発生する同一又は類似現象を形容したるに外ならない。歴史が吾人に尊き教訓を提供する所はまさにこの因果関係である。医者が驗温器を用いて患者の熱を計る様な正確なる測定を錯綜せる人事行動に就き歴史より手繰り出さんとしてもそれは不可能なること勿論であるが、国民性の風は大体何れの方向に吹くものかは歴史の測定より察し得られねばならぬ、その大体の方

向を我が輩は歴史の指南と言うたのである。

歴史繰返し論に過分の紙面を費した様だがこれは前にも述べた通り外交家に取つて最も大事な問題であるからである。もし歴史が繰り返すものでなく、随つて歴史は外交家に向つて国際問題解決上何等の暗示を与うるものでないと極きわつたら、それこそ大変である。幸いにも歴史が繰り返す所から吾人はその歴史に辿りて一縷の光明を見出すのであって、外交家の興味を感じる所もまたここにあらねばならない。

大正三年世界戦争の勃発となり、次いで我が国は対独宣戦となりたるにつき、我が輩は英仏露の三国が相互に単独不講和を約したるいわゆるロンドン宣言に日本もまた加入せざるべからずと主張したこと及びその理由に付いては既にこれを述べた（第一編第五章第三節参照）。我が輩は日本が同宣言に加入したる暁、日本に取り特に懸念すべき一事項に付きて随分心配をしたのであつた。それは外でない、ロンドン宣言の加盟者中英國と仏國とは毫も案することは入らぬが、露國がこの約束を飽くまで守るかどうかと云うことであつた。もし心配せられた通りロシアがロンドン宣言に背き独奥と単独講和をなしたと仮定すれば、その時日本の立場はどうなるかと云うに、ドイツが猿臂を延ばしロシアと連れ立つて極東方面攬乱を試みぬとは限らない。斯かる場合ともならば日本は一手で独露を引き受けねばならない破目となり、實に由々しき形勢に立ち至つたであらう。

何故に我が輩がそんなにロシアの単独講和を心配したのであるか。ロシアはその歴史において恐るべき前例を持つておつたからである。その前例は幾つもあるが、なかんずく左にその顯著な

るものの一を挙げよう。

十八世紀の下半期、歐洲に大戦乱が起つてヨーロッパの諸大国ほとんど皆その渦中に投じ、先般の世界大戦争と酷似せる局面を呈した。いわゆる七年戦争（一七五六—一七六年）がそれであつた。奥地が露仏両国と同盟を結び、三国の連合軍を以て當時平和の攬乱者と謂われた普國を包围攻撃したのが戦争の発端であつた。英國はプロイセンと同盟してフリードリヒを援助したが、その援助は仏国海軍を苦しめ、仏国の海外殖民地より来る糧道を断つの程度であつて、戦は主として大陸戦であつた。ところが戦争七年目になつてロシアは盟に背いてプロイセンと単独講和をなしたから、戦局は俄然一変して遂にフリードリヒをして大王の名をなさしむるに終つた。奥地は富豊なるシレジア州を永久に失い、仏国はインドとカナダとを英國に取られたままで干戈を收むると云う最も当てられない有様であつた。さてロシアが何故にこの変節行動に出でたかといふに、色々の説明を附するものあるが、つまり根本の原因は出先の兵隊が普軍の強勇に辟易し、戦に倦みたるにありしものの如くである。

我が輩が最も気に懸りたるは正にこの前例であつた。ここに至つて歴史は繰り返すものであるか、どうかは学究問題ではない。協商側、殊に日本に取つては実際的、而も最大重要問題となつたのであつた。初め大正三年九月ロンドン宣言成立するや、我が輩は直ちに我が國のこれに加盟せんことを電請して用いられず、同四年八月再び同宣言加入の我が國に得策たる所以を繰り返し電稟したとき、我が輩はロシアに単独講和の危険なしとは七年戦争の教訓を前にして誰が断言し得るものぞとまで切言した。そもそも日本が同宣言に加入するは、やがて来るべき講和会議に備

うる所以であつて、これが主たる理由に相違なけれども、この挙は同時に露国をして単独講和を躊躇せしむるに幾分資する所あるべしと考えられた。何となれば露国が与国に背を向けて独と単独講和を敢えてすれば、ロンドン宣言に加盟したる後の日本は精銳の軍を以て露国の背後シベリアを突くならんとは露国が最も恐れておらねばならぬ所であったからである。同年八月下旬我が輩は英京に赴き外相エドワード・グレー卿と意見を交換したる際、我が輩は七年戦争に例を取りロシアに単独講和の危険性ある事を感じないかと露骨に彼に問うて見た。卿の答は「御心配は一応御もつともであるが、七年戦争の時代には和戦の決、一に帝王にあつたから、帝王の虫のいどころに因つて戦ともなり和ともなつたのである。百五十年後の今日となりては何処も議会政治の世の中なれば、最早帝王一人で何等重大なる決断を取ることが出来なくなつてゐる。いわんや戦争中は只管民意に依つて国政を執る必要あれば、露国といえどもツァー一人又はその重臣の一人や二人で態度豹変の如きは先ずないと見てよかろう。幸い今回戦争において露国民の対独反感は皇室のそれより強い位であるとの報告に接している」と云うことであつた。我が輩はグレー卿の胸中如何であろうとも当時我が輩に対してはこれより外に答え様もなからうと推したから（我が輩が外相就任の直前であつた）ロシア議会の有様や露国民の対独感情などに付き腑に落ちぬ所はあつたけれどもこの話はそれで打ち切つたのであつた。

右の談話から三年立つて、不幸にも我が輩の杞憂は事実となつて現われた。露国は皇室も政府も顛覆してソヴィエトの世の中となり、単独講和はブレスト・リトフスクにおいて露独及び露奥の間に成立してしまつた。開戦の後三年にして露国的一般人民も、出先の軍隊も、すつかり戦に

ま 行

- マキアヴェリ 219
牧野伸顯 23, 24, 55, 56, 119, 145, 149,
158, 163, 170
マクドナルド 93, 118
松井慶四郎 88, 91
松方正作 125
満洲 103, 116, 134, 136, 194, 208, 209,
215, 246
満洲事変 27, 28, 215
宮岡恒次郎 45, 189
陸奥宗光 36, 39, 40, 46, 47, 58, 75-77,
181, 182, 184-186, 247
村井啓太郎 103
村木雅美 85, 86
メッテルニッヒ 233, 242, 243

や 行

- 矢野文雄 104
山県有朋 38, 39, 181, 184, 246, 247
山口尚芳 44
山田顯義 53
山梨半造 150
ヤンソン 55
横川省三 133, 134
吉井友実 55, 56
芳沢カラハン協定／交渉 28, 154
芳沢謙吉 65
吉田清成 182

ら 行

- ラムスドルフ 119
ランシング 145, 146, 148-150
ランズダウン 117, 123
李鴻章 62, 64-67, 70-73, 104, 105,
134, 135, 204, 245
李鴻章ロバノフ条約 134
リゼンドル 87
梁啓超 105, 106
領事裁判権 37, 38, 47, 50, 174, 179
遼東半島 96, 188, 206
旅大租借 95
ルイ十五世 242
ルーズヴェルト 139, 140, 209
ルードルフ 177-180
ルシタニア〔船名〕 63
ルノー 60, 61
黎元洪 153
レーニン 149
ロイド・ジョージ 158, 159, 166, 167,
169, 237, 238
ローザンヌ会議 238
ローゼン 193, 194, 247
鹿鳴館 37, 51, 52, 54-56, 180, 204
露支同盟 134, 137
ロバート・セシル 167
ロバノフ 134
露仏同盟 96
ロンドン単独不講和宣言 25, 96, 225

わ 行

- 和親通商条約 38
ワシントン会議 27, 97, 115, 137, 144,
145, 150, 155, 157, 209, 213

尼港事件／ニコライエフスク事件
150, 213
ニコライ二世 74, 134, 228
西徳二郎 25, 93
日英同盟 87, 88, 90-93, 95, 97, 98,
107, 114, 115, 117-119, 121-123, 125,
128, 137, 141, 156, 191, 195, 196, 208,
209, 220, 235, 236
日米改正条約 38
日墨条約 37
日露戦争 20, 34, 63, 82, 93, 95, 96,
124, 128-130, 133, 134, 138, 190, 234,
245, 246
日韓併合条約 142
日清講和条約 96
日清戦争 34, 58, 63, 65, 72, 75, 76, 88,
93, 94, 144, 181, 206, 234, 245
仁礼景範 64
野津道貫 64

は 行

パークス 44, 175, 176, 239, 246
バーケンヘッド 114, 115
ハーディング 155
バーンズ 162
バイスロイ 193, 194
ハウス 166, 168
馬関条約 145 →下関条約
ハッセルド 91
服部宇之吉 103
鳩山和夫 40, 52, 179
花房義質 44, 81, 84
ハモンド 236
林毅陸 125
林権助 75, 79, 208
林董 70, 96, 110, 119, 121, 123, 128,
181
ハリス 49, 50, 198, 199
パリ平和会議 96
バルカン 92, 159, 161

日置益 116
ビション 107
ビスマルク 125, 231-233, 238, 239,
243-245
ヒューズ 155, 156, 166-168
ピヨートル三世 228
閔氏／閔族 66, 67, 77, 81, 204
フォスター 145
福島安正 85, 86
福富孝季 41
ブチャーチン 49, 198
船越光之丞 91
不平等条約 48, 50
プライアン 164
プラチアノ 161
プランケット 176
フリードリヒ大王 221, 226, 238, 239,
241, 242
フリーマントル 93
ブルジョア 169
フレーザ 36, 38
北京条約 71, 144
ペゾブラゾフ 193
ベネディッティ 244
ベリー 29, 49, 197, 198
ハンゲルミュラー 185, 186
ボアソナード 71, 176, 205
法権 36, 45, 46, 50, 74, 175, 185, 204
法典取調局 53
ポーツマス会議／談判 129, 130, 136,
139
ポーツマス条約 130, 138, 141, 142,
209
ボーデン 167
朴泳孝 67, 204
北清事変 25, 102, 104, 107, 109, 208
戊戌政変 105
ボタ 166, 167
ホポフ 108
ホランド 59, 76
ポンバドール夫人 242

七年戦争	226-228	タレイラン	233, 242, 243
信夫淳平	64	タンジール事件	96, 97
司法権	36, 48, 51	団匪事件	105
下田条約	49	チェンバレン	88-91, 93, 94
下関条約	206, 235 →馬關条約	治外法権	36-38, 41, 48, 49, 52, 60, 61,
攘夷	20, 50, 200, 201	174, 175, 178, 179, 184, 207	
条約改正	22, 25, 27, 29, 34-40, 43-48, 50, 51, 53, 54, 56, 174, 176, 179-186, 202-205	張蔭桓	104-106
条約勵行論	51, 52	朝鮮の保護条約	140
末松謙澄	58	珍田捨巳	166, 167
杉村瀬	83, 84, 87	通商条約	38, 44, 50, 117, 199-202, 205, 207, 209, 211, 212, 214
杉村陽太郎	83	土屋光春	65
杉山彬	108, 208	都築馨六	122
スターレムベルク	242	坪井九馬三	220, 228
スティード	125	坪井航三	59
スティーヴンス	182, 189	鄭永邦	83, 108
スマツ	167	丁汝昌	63
墨岡帶刀	60	デニソン	35, 36, 39, 46-49, 51, 52, 59, 60, 95, 99, 117, 141, 142, 145, 179, 182, 185
税権	48, 50, 174, 204	デュセルフ	186
西太后	105-107, 135	デュタスター	159
税率	50, 183, 185-187	寺島宗則	37, 174, 203
セーヴル条約	237, 238	天津条約	20, 67, 204
総括的仲裁条約	97	天津談判	64
副島種臣	37, 71	東学党	67, 75, 77, 81, 82, 206
ソールスペリ	110, 111	東学党の乱	67, 77
曾禰荒助	60, 61, 184	東郷平八郎	59, 75, 76
た 行			
大院君	75, 77, 84, 85, 204	東部内蒙ゴ	116
対支借款團／支那借款團	153, 213	逃亡犯罪人引渡条約	49
高木兼寛	43	特殊地位	25
高崎五六	56	独立党	66, 67, 204
高橋作衛	63	な 行	
高平小五郎	184, 186, 209, 210	内地開放	38, 175
竹添進一郎	66, 67, 81	永井来	133
建野郷三	181, 189	中田敬義	46, 185
田中義一	150, 214	長与専斎	52
谷干城	41, 205	ナポレオン一世	229
タフト	153, 210	ナポレオン三世	234, 244, 245

オルランド	160, 162	ケマル・パシャ	237, 238
か 行			
カーバーク	86	検疫	51
カーライル	183	顧維鈞	146
外交調査会	149, 150	胡惟德	195
外国人法官	38	膠州湾	116, 207
カイゼル	91, 98	高陞号	58, 59, 75
カイヨー	186, 187	光緒帝	106
カウニッツ	241, 242	甲申の乱	67, 204
勝海舟	144	交戦権	61
カッスルレー	233	康有為	105–107
桂太郎	122, 138, 139, 190, 210	児島惟謙	73, 74
加藤高明	27, 35, 39, 41, 45, 46, 87, 88, 91, 92, 98, 110, 115	児玉源太郎	58
神奈川条約	49, 198	黒海艦隊	128, 129
狩野直喜	103	小村寿太郎	99, 110, 117, 122, 125, 126, 136–140, 190, 209, 246, 247
華府会議 →ワシントン会議		ゴルチャコフ	233
樺太	49, 74, 150, 203, 209, 245	近藤真鋤	65
川上操六	75, 76	さ 行	
木戸孝允	44	西園寺公望	20, 158
恭親王	71	最惠国条款	37, 44, 183, 185
巨文島	66	西郷従道	65–69, 71, 73, 74, 204
居留権	49, 50	西郷徳	74
義和団	102, 107, 108, 110, 208	西郷徳理	74
義和団事件／事変	88, 93, 94	西郷隆盛	167, 203
金玉均	67, 204	濟州島	79
陸実	41	斎藤修一郎	179
久原房之助	238	斎藤実	26, 214
クラレンドン	236	裁判権条約	38, 205
グランヴィル	236	済物浦条約	84, 204
グラント	53	佐藤安之助	133
栗野慎一郎	192	沢宣嘉	44
グレー	87, 94, 115, 118, 227, 233, 236	三国干涉	29, 58, 76, 77, 93–96, 98, 99, 110, 144, 188, 206, 207, 235, 236, 245
グレートハウス	87	三国同盟	96, 242, 243
グレシャム	182, 183, 188	三条実美	39
クレマンソー	158–163	山東問題	20, 115, 156–160
黒田清隆	20, 37, 38, 40, 41, 145, 203	シーポルト	178
クロッツ	187	シェラダム	124, 125
クロパトキン	193, 194	事大党	66, 204

索引

あ 行

アーノルド 88
 アイゼンデッヒャー 174
 青木周蔵 36, 38, 39, 45-47, 75, 174,
 178, 179, 181, 205
 アガディール事件 96, 97
 赤羽四郎 39
 秋月左都夫 40, 121
 朝比奈知泉 120
 安達峰一郎 192
 アノト一 60, 61
 アレキサンドル大公 193
 アレクセーエフ 193
 安政条約 48, 49
 井伊直弼 50, 199, 200
 威海衛 95, 207
 石井菊次郎 96, 98, 104, 107, 145
 石井ランシング協定／協約 25, 145,
 146, 212
 イズウォルスキー 193
 一戸兵衛 82
 伊藤博文 20, 36, 37, 39, 40, 43, 44, 46,
 55, 59, 64-67, 69, 70, 73, 104, 105,
 107, 118-123, 140, 142, 180, 181, 186,
 191, 204, 210, 246, 247
 伊東巳代治 64
 大養毅 28, 205
 井上馨 29, 35, 37, 38, 48, 53, 55, 122,
 174-182, 203-205, 246
 井上毅 64
 岩倉具視 43, 44, 53, 174, 202, 203
 ヴィクトリア(女王) 91

ウィッテ 193, 194, 247
 ウィルソン 146, 153, 154, 158, 159,
 166, 168
 ウィルヘルム二世 97, 232, 239, 240
 ウエード 70
 ウエストレーキ 59
 ウエバー 86
 上原勇作 85
 ヴェルサイユ(講和)会議 20, 22, 24,
 27, 144, 146, 158, 170
 ヴェルサイユ(講和)条約 96, 164,
 212, 229
 内田康哉 134
 得撫(島) 49
 英仏協商 96
 英露協商 96
 栄禄 106
 エッカードスタイン 91, 92
 エドワード(王) 92
 榎本武揚 179
 袁世凱 67, 80, 83, 104, 106, 116, 134,
 136, 204
 大久保利通 20, 43, 44, 70-73, 135,
 144, 145, 203
 大隈重信 25, 35-40, 43, 48, 51, 71, 98,
 115, 180, 205
 大島義昌 82-85
 大津事件 38, 73, 206
 大鳥圭介 75, 81-83, 85, 87
 大山巖 56
 沖禎介 133, 134
 尾崎三良 44
 オルネ 189